

# 入札説明書（郵便入札方式）

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を簡易書留郵便により郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県県南建設事務所長 手塚 孝良

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていないので、応札製品について該当が無いことを確認すること。

**※福島県出納局ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。**

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し当該資格の確認申請をすること。

**ア 福島県県南建設事務所長の確認を受けた提案協議書（第5号様式）**

なお、提案協議書（第5号様式）は福島県県南建設事務所長へ令和6年3月4日（月）正午までに提出し確認を受けること。

5 入札書等の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和6年3月11日（月）午後5時 福島県県南建設事務所総務部総務課

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和6年3月21日（木）午後5時 福島県県南建設事務所総務部総務課

(3) 開札の日時及び場所

令和6年3月22日（金）午前10時 福島県県南建設事務所総務部総務課

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに簡易書留郵便により郵送すること。

(2) 入札書を郵送（簡易書留郵便に限る。）する際は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ 3月22日開札「件名：令和6年度常温アスファルト合材単価購入契約」の入札書在中  
なお、電報・電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1袋あたりの単価（税抜き）を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費・保険料など納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、支払金額は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記載すること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。
- (4) 初回入札が無効（ただし下記11の(3)～(5)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (5) 再度入札の回数は2回とする。

## 9 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札参加者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

## 10 入札の取り止め等

入札参加者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札
- (3) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに 連合（談合）によると認められる入札
- (8) 鉛筆書きによる入札書

#### 12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額に100分の110を乗じて得た額に、更に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
なお、財務規則第229条第1項第4号に該当する場合、落札者は別紙「官公庁納入実績一覧表」（第8号様式）を提出すること。

#### 13 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの満たさなくなった場合は、契約を締結をしない。

14 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。  
この入札について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県県南建設事務所長に令和6年2月29日（木）午後5時までに説明を求めることができる。  
県は、福島県県南建設事務所ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札書は簡易書留郵便により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

15 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札参加者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県県南建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該調達契約に関する事務を担当する部門

上記5の(1)と同じ。

## 別記1

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （契約保証金の減免）

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第二項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十（建設工事又は製造以外にあつては百分の五）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- 十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。

- 十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- 十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「百万円未満」とあるのは、「三百万円未満」と読み替えるものとする。
- (昭四一規則二〇・昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・昭四六規則九・昭四八規則二八・昭五一規則二一・昭和六〇規則一九・昭六二規則二四・平八規則二二・平一三規則五三・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二二規則二八・平二三規則二四・平二五規則二五・平二六規則二四・平二七規則四五・令四規則二〇・一部改正)

## 別記2

### 入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

- 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入  
くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。  
なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。
- 2 くじの手順
  - (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
  - (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
  - (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

#### 【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。  
A社（有資格者コード 000212003）・・・くじ番号1  
B社（有資格者コード 100033645）・・・くじ番号2  
C社（有資格者コード 000003025）・・・くじ番号3
- 2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。  
A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）  
B社（くじの数 072）  
C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）
- 3 落札者の決定  
落札者は、余り2と一致するくじ番号であるB社となる。